

総務部

議案第 108 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 4 号）の
うち、総務部の所管する部分について

議案第 108 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 4 号）
のうち、総務部の所管する部分につきまして、ご説明申し上げます。
お手元の資料、令和 7 年 8 月大津市予算関係議案の 10 ページ
をお開き願います。

2 の歳入のうち、款 12 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方
交付税、節 1 地方交付税につきましては、普通交付税の当初交付額
が確定したことに伴い、220,685 千円を増額するものです。

12 ページをお願いします。

款 20 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金、節 10 財政調整基
金繰入金につきましては、今回の補正予算の編成において必要と
なった一般財源 7,268 千円について、財政調整基金から繰り入れを
行うものであります。

款 23 市債、項 1 市債、目 1 総務債、節 2 防災対策事業債につ
きましては、予定していた中型の自走式トイレカーの導入が困難にな
ったことを受け、財源としていた事業債 40,000 千円を減額するも

のです。

14 ページをお願いします。

3 の歳出のうち、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 9 総合防災費は、予定していた中型の自走式トイレカーの導入が困難になったことを受け、40,000 千円を減額するものです。

項 2 徴税費、目 3 徴収費は、市税の税額変更等に伴う過誤納金にかかる還付金を、218,572 千円増額するものであります。

戻っていただき、3 ページをお願いします。

債務負担行為補正については、予定していた中型の自走式トイレカーの導入が困難となったため、大型の自走式トイレカーを導入することとし、また、その導入時期が令和 8 年度になることを受け、債務負担行為を新たに設定するものです。

以上をもちまして、議案第 108 号、令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、総務部の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。